



平成26年3月13日  
東京税関

各 位

## 著作権関係団体との連携 ～著作権侵害物品水際取締りに関する協力要請～

全国の税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は、近年増加傾向にあり、平成25年には2万8千件を超え過去最高を記録する一方で、著作権については他の知的財産権と異なり、登録することなく創作と同時に権利が発生する特性のために、著作物性の判断や著作権者の特定等が容易でなく、輸入差止件数全体に占める著作権侵害物品の割合は1%にとどまっています。

このような状況を踏まえ、国民に対して著作権侵害物品は輸入してはならない貨物である旨の注意喚起と理解促進を図りつつ、税関の水際取締りについて一層の強化を図るため、本日、著作権関係団体に以下の内容の協力要請を行いました。

### 記

#### 1. 著作権侵害物品の水際取締り

- (1) 著作権侵害事案に係る個別情報、傾向情報その他の水際取締りに資する情報の法令に従った可能な範囲での提供
- (2) 認定手続の際の法令に従った可能な範囲での協力
- (3) 貴会員のうち著作権を有する者に対する輸入差止申立て等の案内

#### 2. 税関の水際取締りについての普及活動

- (1) 貴会員に対する知的財産侵害物品に係る税関の水際取締り制度についての周知
- (2) 国民に対する注意喚起と理解促進を目的とした啓発活動（キャンペーン等）の共同開催

#### 3. その他

業務部総括知的財産調査官との間で定期的な連絡会の共同開催

##### 連絡先:

東京税関 総務部 税関広報広聴室

TEL 03-3599-6264

FAX 03-3599-6442

